

監 査 告 示 第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、平成24年2月13日に提出された下呂市職員措置請求について監査した結果を、同条第4項の規定により公表します。

平成 24 年 3 月 27 日

下呂市監査委員	中島 春生
下呂市監査委員	中島 博隆

1 請求の受付

1 請求者

住所 岐阜県下呂市●●●●●●番地●
職業 ●●●●
氏名 ●●●●

2 請求の提出日

平成 24 年 2 月 13 日

3 請求の要旨（原文）

平成 24 年 2 月 10 日に行われた臨時議会の議題「下呂市一般会計補正予算（第 10 号）」に関して専決処分が承認された●●●●氏の懲戒免職期間中の給料、各種手当（管理職手当、期末手当、勤勉手当）、遅延損害金及び、●●●●氏の停職期間中の給料、各種手当（管理職手当、期末手当、勤勉手当）、遅延損害金の合計総額の全額を野村誠市長個人に対し、返還請求をする。

●●●●氏については、給料、各種手当（管理職手当、期末手当、勤勉手当）及び遅延損害金を受け取る権利があり支給そのものは問題ないが、両氏が懲戒免職又は停職処分の間、下呂市民は当たり前の行政サービスを受ける事ができなかったばかりではなく、一切働けなかった下呂市職員に対し私達の血税を付与する事に他ならない。公平委員会の答申を精査すれば全ては野村誠市長の判断ミスが原因である事は明白である。懲戒免職及び停職処分の際には「私の判断で行った」と答弁していた野村誠市長が自ら責任を取らず、責任だけは市民に課するのは下呂市行政執行最高責任者の暴挙である。

4 事実証明書

事実証明書として次の書類の添付があった。

ア 平成 24 年第 1 回下呂市議会臨時会 議案書の写し

（承第 2 号、専第 1 号、議第 1 号、議第 2 号）

イ 中日新聞記事の写し（平成 24 年 2 月 11 日付）

5 請求の要件審査

本件請求については平成 24 年 2 月 13 日に提出されたが、一部不備な点があったため、請求者に補正を要求したところ補正に応じ再提出があったため、法第 242 条に定められた要件を具備しているものと認め、平成 24 年 2 月 15 日付でこれを受理した。

第2 監査の実施

1 請求者の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成24年3月1日に陳述の機会を設け、請求者より請求の要旨についての補足説明があったが、新たな証拠の提出はなかった。

2 監査対象事項

法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該地方公共団体の職員の具体的な財務会計上の違法若しくは不当な行為並びに怠る事実について、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求できる旨定めたものである。

したがって、請求者の主張する処分量定の違法性については、非財務会計上の行為であることから法第242条第1項に規定する住民監査請求の主旨とは異なるものと解するが、公金の支出に関連があることから、任命権者の懲戒手続きについて監査を行った。

3 関係職員からの事情聴取

平成24年3月12日に市長及び副市長から事情を聴取した。また、同日総務部関係職員から事情を聴取した。

4 事実関係の確認

(1) 懲戒処分について

●●●●氏

懲戒免職 公平委員会裁決後：減給 20% 6ヶ月

●●●●氏

停職 6ヶ月 公平委員会裁決後：減給 15% 6ヶ月

(2) 両氏に支払われた給与、各種手当、遅延損害金について

●●●●氏

給与、各種手当 10,664,974円（平成24年1月30日支払）

遅延損害金 953,031円（ 同年2月23日支払）

遅延損害金（追加） 932円（ 同年3月7日支払）

●●●●氏

給与、各種手当 2,209,591 円（平成 24 年 1 月 30 日支払）
遅延損害金 395,095 円（ 同年 2 月 23 日支払）
遅延損害金（追加） 32,919 円（ 同年 3 月 7 日支払）

（３）本件懲戒の手続きに関する経過

平成 21 年	9 月 24 日	規律違反報告書上申
	9 月 30 日	記者発表（事故報告）
	10 月 1 日	懲罰委員会開催
	10 月 8 日	関係者からの事情聴取
	10 月 9 日	関係者からの事情聴取
	10 月 14 日	懲罰委員会開催
	10 月 23 日	懲罰委員会開催
	11 月 9 日	処分発表及び被処分者へ処分に係る書面の交付

第 3 監査結果

1 主文

本件を棄却する。

2 判断

監査対象事項に対し、次のとおり判断する。

懲戒の手続きは、地方公務員法第29条4項に「職員の懲戒の手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない」と規定されており、下呂市では下呂市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成16年3月1日条例第32号）、及び下呂市職員の懲戒処分等の取扱いに関する規程（平成18年11月21日訓令第22号）に定められている。本件懲戒の手続きは、上記「4 事実関係の確認（３）本件懲戒の手続きに関する経過」に記述のとおり、規律違反報告書を上申し、それから数回に亘る懲罰委員会の審査、関係者からの事情聴取及び、処分に係る書面の交付など必要な手続きを経て処分が行われていることから、本件懲戒の手続きが著しく妥当性を欠いたものであるとは言えない。

また、請求者も認めるとおり、本件給与等の支給に関しては、公平委員会の裁決を受け処分量定が変更となったことにより生じたものであり、市は当然支払う義務があることから違法な公金の支出にも当たらない。

よって、本件監査請求は棄却する。